

## 知的財産活用による

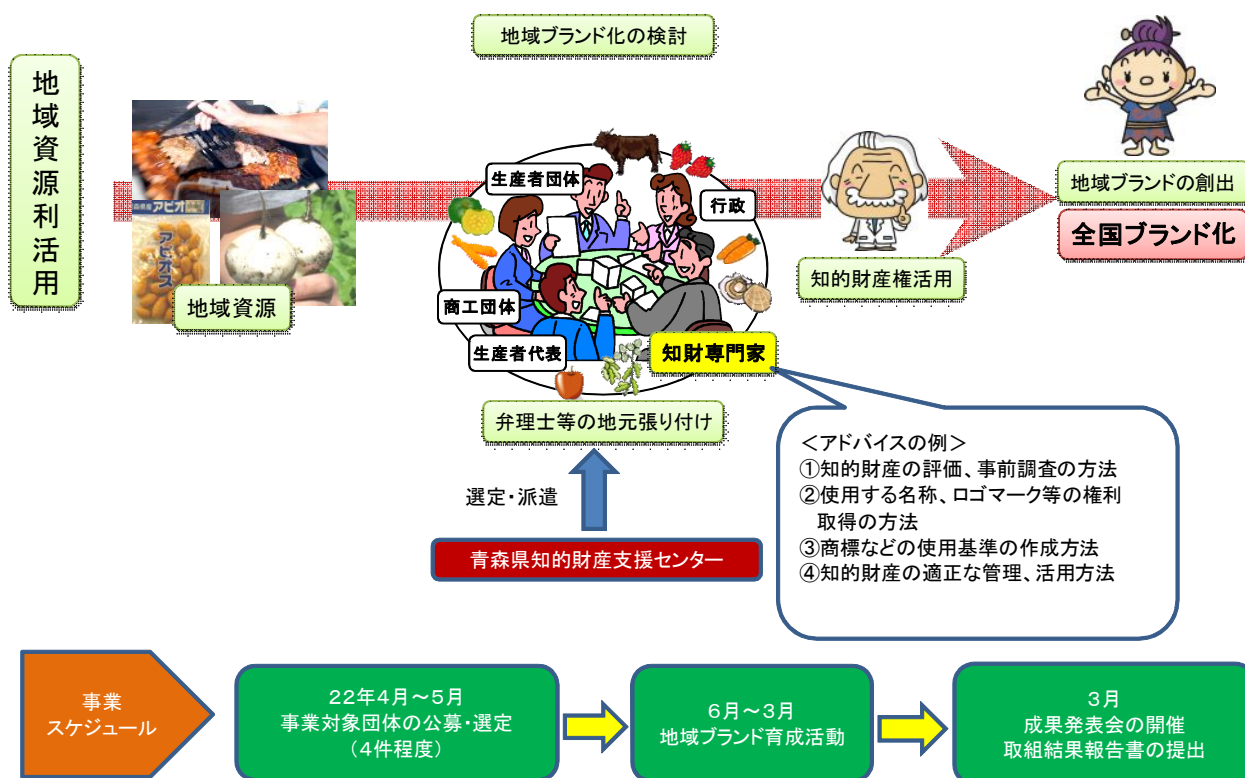
# 「地域ブランドづくり」を応援します。

県知的財産支援センターでは、農林水産分野の知的財産の発掘を進めながら、アイデアから製品化までの各段階に応じた支援を展開しています。

知的財産の専門家と連携して、地域資源の知的財産による高付加価値化にチャレンジしてみませんか。

地域ならではの産品をブランド化しようとお考えの方は、まずはセンターに御相談ください。

### 【事業イメージ】



～ 例えば、以下のことでお悩みの地域は是非ご相談ください。 ～

- 商標に関心はあるが、制度の内容や活用方法が分からない。
- 良い物は作っているが、商標などの知的財産権を取得できるか知りたい。
- 地元で生産・製造した産品に名前を付けて、全国的に売り出したい。
- 商標を取得したが、その後の管理方法にアドバイスが欲しい。
- 使用している名前が他地域の権利を侵害していないか不安を感じている。

## 事業内容と応募方法について

### ◆ 事業対象団体

地域ブランドの取組に意欲的な団体  
(JA、商工会、事業協同組合、NPO、  
その他知事が適当と認める団体)

### ◆ 支援内容

事業対象団体の地域ブランドづくりに  
向けた取組に対し、知的財産の視点で  
アドバイスする弁理士等を派遣します。

なお、弁理士等専門家の派遣に係る  
謝金・旅費は、県が負担します。

#### <主なアドバイスの例>

- ① 知的財産の評価、事前調査の方法
- ② 名称、ロゴマーク等の権利取得の方法
- ③ 商標などの使用基準の作成方法
- ④ 知的財産権の適正な管理、活用方法  
など

### ◆ 応募方法

事業申請書に必要事項をご記入の上、  
下記の応募先へ持参又は郵送してくださ  
い。なお、公募要領及計画書の様式は、  
青森県庁ホームページで入手できます。

#### 《提出書類》

- ①事業申請書(様式1)
- ②実施計画書(様式2)
- ③行動予定表(様式3)

### ◆ 事業対象の審査

提出のあった事業申請書を、ブランド化  
する商品の魅力、地域のまとまり、活動体  
制などの観点から、弁理士の意見を参考  
に審査して、事業対象団体を採択します。

### ◆ 応募期限

平成22年5月28日(金)まで

### ◆ 応募先とお問い合わせ先

〒030-8570  
青森市長島1-1-1  
商工労働部新産業創造課 知的財産支援センター  
TEL:017-734-9417 FAX:017-734-8116  
e-mail:sozoka@pref.aomori.lg.jp

たくさんの応募を  
お待ちしております。

